

## 令和2年度第1回大阪府教育行政評価審議会

- 1 日 時 令和2年7月16日(木) 10:00~12:00
- 2 方 法 ウェブ会議にて実施
- 3 出席委員 明石会長、田中副会長、奥村委員、小田委員、興梠委員
- 4 議事概要

### (1) 開会

- 教育行政の点検及び評価について、事務局から説明。
- 資料1「教育行政の点検及び評価について」により、事務局より説明。

### (2) 審議

#### ア 基本方針1について

- 資料2-1「基本方針1「市町村とともに小・中学校の教育力を充実します」」により、事務局から説明。
- 資料2-2により、委員の意見について、事務局から説明。
- 審議

#### <学力向上>

##### (事務局)

学力向上を進めるにあたり、大きく2つの考えがある。

まずは、各市町村教育委員会が学校の細やかな状況を把握したうえで、その状況に応じた、また課題のある学校に対して、人的支援も含めた主体的な支援が行われるよう府が支援している。

もう一つは、府域全体で共通した課題が語彙力等、ことばの力である。この課題については、市町村と協力して府が直接、課題のある学校で取組みを行い、その好事例を共有していく。

特に人的支援については、各学校の状況やニーズに応じて、市町村教育委員会がメニューから選べるよう、そして柔軟に活用できるよう、加配のメニューを工夫している。

スクール・エンパワーメント推進事業においては、市町村での課題は何か、どのような取組みが効果的なのかという観点で、市町村に応じた取組みを進めるように、基幹となる学校に担当教員を配置することを、引き続き進めてまいりたい。

また、府域共通の課題である言語能力の育成については、学校図書館の充実、国語の授業づくりなど、国語を軸にいわゆる教科横断型、教科を超えて、どのように子どもたちにことばの力、コミュニケーション能力を身につけていくのかということを、学校で研究を進め、その結果についてフォーラム等を開催して、府域に広げていく。

特に人的支援については、少人数、習熟度別指導加配を活用するが、この間、国のメニューで英語の専科をはじめ、その他の専科が増えてきているところ。また、コロナ禍の対応で、この短い期間に中3と小6の子ども達は今年中に学習を終える必要があるが、そのなかでも、特に理解に時間を要する子どもたちに負担がかかることが、一番気になっているところ。

については、そこに国の2次補正を活用した加配を行えるよう、最大限の予算確保に努めているところ。

そのような中、好事例をできるだけ収集し、必要な市町村に必要な支援が届くよう、全体共通の部分は全体に広めていくことを基本に進めていきたい。

次に、コロナ禍における休業期間中の家庭学習支援等について、急に休業期間となったため、学校によっては準備が追いつかない場合などもある。

その中、府の Web ページに復習教材を多く準備していたため、それを再構築して家庭からもアクセスしやすいよう、加えてパソコンを所持していない家庭でも、スマホは保護者が所持している可能性があるため、アプリの形にすることで、少しでもご家庭に届くよう対応した。それから、授業動画等の準備について、各市町村のなかでも規模の小さな市町村は苦勞するため、府が授業動画を用意して、すべての学校で閲覧できるよう掲載してきたところ。

また、テレビであればどの家庭にもあるのではないかと、またプリント学習ばかりでは大変であるという声もあったため、テレビ局にも働きかけを行い、復習中心の動画を府域全体に放送した。これらの取組みは、自学能力を高めるための支援という観点もある。

学習環境という点では、国の GIGA スクール構想が 5 年間で進む予定であったものが、1 年間ですべての環境整備を整えるということで進んでおり、全市町村が予算計上をしている。

休業中の学習支援については、義務教育では対面も大切であるため、I C T を使った学習との組み合わせをどうしていくかという点について、指導助言しながら進めている。

(委員)

学校教育の一番大きな柱は子どもたちの学びを保障するという点。これは教職員にとっても、一番のやりがい。授業で子どもたちが日々わかってくれるということではないだろうか。「先生、授業がうまい」に勝る教師冥利はないと思う。

そういう意味でも、ご説明いただいたような学力向上の支援をより充実していただければと思う。

もう一点、語彙力の問題だが、子どもたちの体験を充実させるということも重要と考える。私の経験であるが、家の小さな庭に草木が咲くが、昨年の秋頃、小学生が近くを通った際に「トイレのにおいがする」と言っていた。妻にうちの家は臭いのかというと、「お父さん違うわ。キンモクセイやわ」と。おそらく、その子どもの自宅のトイレの芳香剤がキンモクセイの香りであるため、本物のキンモクセイの匂いを嗅いでも、芳香剤と間違っただと思われる。語彙力や学びを深めるということの背景には、豊かな体験や経験ということも大事になってくるかと思うので、そうした点も踏まえて、市町村とともに指導いただければと思う。

次に、家庭学習に関しては、大変きめ細かな手立てをしていただいている。これはある家庭からの声であるが、先生が家庭学習を出す、その点検やチェックは保護者に任している学校があるとのこと。働き方改革の観点で、先生方の多忙化をなくすという取組の一助でもあるかと思うが、保護者としては、先生の点検がないということで不安を感じられていると聞いている。

現場の様々な実状があるかと思うが、市町村のヒアリング等を通じて把握いただき、きめ細かな指導をお願いします。

(委員)

小中学校のユニバーサルデザインに関連して巡回相談を多く行っているが、そのときに感じることは、小学校と中学校でのギャップが大きいと感じることがある。その中、様々な施策のなかで、小・中学校の授業改善が行われているが、小学校と中学校を一緒に考えることには無理があると感じている。

むしろ、中学校と高等学校の方が「教科」ということであれば、共通することもあると思う。

小学校と中学校を義務教育ということで一緒に考えると、どうしても小学校に視点が当たってしまうように思う。アクティブ・ラーニングでも、小学校ではいろいろな工夫が行われているが、中学校では授業の進み具合に追われることがあると思うが、非常に工夫が少ないと実感している。

ついでに、小学校と中学校を一緒にではなく、学校の特色に応じて施策を進めていく必要があると思う。

### <市町村指導主事学習会>

(事務局)

委員からいただいた市町村指導主事の学習会のことについてお話をさせていただきたいと思う。

ご意見にあるように近年教員の年齢構成が変化し、府においても、市町村においても、学校現場での経験年数の少ない指導主事が増えている。

そのような状況の中、大阪府教育センターにおいては、府教育センターの指導主事と市町村の指導主事がともに学び合いながら、学校現場における授業改善をリードすることを自覚して、校内研究や各教科等の授業改善を指導するための実践的指導力の向上をめざし、平成 28 年度より指導主事学習会を実施しているところ。

令和元年度には、国語、算数、数学、外国語、外国語活動、校内研修支援基礎、人権教育、支援教育、プログラミング教育、タブレット活用の学習会を延べ 22 回開催し、各市町村から延べ 724 名の指導主事にご参加いただいた。

内容としては、経験年数の少ない指導主事の指導力向上をめざした講義や、演習のほか、実際の授業を参観した後、自分だったらどのような指導助言をするかなどの参加体験的な交流などを行った。

各教科等で専門性の高い学識経験者の講義を聞く機会を設けるなど、より有意義で実践的な学習会を実施することによって、経験年数の少ない指導主事が、学校支援の意義についてより深く理解し、学校現場に対する実践的な指導を行うことができるよう、内容の充実を図っていきたいと考えている。

(委員)

自分も指導主事という立場を経験したことから、指導主事は、いわゆる現場と教育行政を繋ぐ非常に重要な役割だと思われる。

若い指導主事の先生方が増えるという課題については、多くの人口の多い自治体において同様の課題を抱えていると思うので、ぜひこのような取組みを進めていっていただきたい。

また、コロナ禍における ICT での対応ということで、先ほどの明石先生の意見への回答の中に、対面とオンラインとを有意義に結び付けていくということがあったが、大学でも今同様のことが課題になっており、新しい教育課題を推進するには、やはり指導主事の立場というのは非常に重要で、かつ、現時点で行っていないことを推進するという場合は、現場の納得感が非常に大事になってくると思われるので、改めて指導

主事の先生方のご活躍を期待したい。

### ＜オンライン教育＞

(委員)

私からはご質問させていただきたく思う。

勤務する大学がある枚方市教育委員会では、オンラインによる授業支援の教材作りで配信動画を作ったりされているが、府内の市町村教育委員会で、指導主事の先生方が現場に対して、コロナ禍の状況も加味して、動画も含め、各学校に教材支援などを行っている取組みを把握されていたら、教えていただきたい。

(事務局)

市町村教育委員会として、動画配信を行っている自治体は 30 市町村あるほか、学校独自でオンラインでの同時配信を含めて行っているところもある。

その中で、府としては、できていないところへ向けての支援も含め、休業という状況でなくとも、家庭学習で子どもがオンラインで動画等を見ながら勉強することは大変効果的であることから、市町村の取組みを補完する意味で、教育センターと共同で様々なパターンの動画を今、まさに作っており、増やしている途中である。

市町村の取組みの中身は様々である。オンデマンドやオンライン様々あるが、何らかの形で市町村教育委員会が主導して動画配信を行っているのは 30 市町村あるというような状況。

### ＜合同研修等による教員間の連携＞

(事務局)

委員からご指摘いただいたことは本当に重要なことで、具体的取組 13 の合同研修等による教員間の連携における幼保こ・小連携が 55.8%と、以前に比べても下がっているということは大きな課題であり、理由の分析を行った。

指標については合同研修等をメインにしているが、実は合同研修以外にも、例えば先生のご指摘にもあるように、小 1 プロブレムを乗り越えるカリキュラムとしてのスタートカリキュラムは全ての小学校で作成して実施しているという状況がある。

また、教員同士の連携としては、子どもの状況や実態、子どもたちのことを理解するための連携はほぼ全部のところでされている。ただ、合同研修の実施は、55.8%となっている。

それぞれの教員が一緒にめざす方向を考えるとということが重要であることから、合同研修を目標数値に掲げた。一方実績が少ない理由としては、認定こども園への移行が進んだことで、認定こども園の多忙化が進み、幼稚園、保育園、認定こども園の先生方の研修の時間をどう確保するかということが大きな課題になっており、小学校と日程調整をして合同研修を行うことが困難であることが挙げられる。

その困難さを乗り越えて、連携の趣旨をしっかりと一緒に考えていただくために、どのような方法がいいのかについては、小学校が幼稚園の目指すところを把握するため、小学校の先生が幼稚園や認定こども園を

見に行く等が考えられる。また、保育所の先生や幼稚園の先生が小学校へ行って、様子を見るというようなことも考えられる。合同研修でなくても、何とか連携の趣旨を一緒に考えていくことができるように今後検討したいと思っている。

(委員)

幼小連携について、私学と公立小学校の間でも集まりにくいということがあるのかと思う。私もいくつかの地域で合同研修しているような場にお招きいただいたことがあり、そのときに今のご説明の通り、地域での子どもの課題を共通認識でき、その後有意義な会になっているという印象を持った研修会もあった。多忙ということは、同時に考えていかなければいけない課題だと思うが、なんとか時間を捻出して、オンラインの研修等の実施も含め、可能性を追求していただけたら、ますます充実するのではないと思う。

(委員)

今私も研修にいろいろ行かせていただく中で、幼小連携について、民間と公立間で連携が取りにくいという課題があるが、それを誰がコーディネートするかという点で、上手くいっているところといてないところの差があるのかと思う。

もちろん管理職またはコーディネーター等の、日頃の繋がりをどれだけ持っているかということが大事だと思う。研修会をしていくような機運を作っていくことが大事であり、日頃のコミュニケーションができているところとできていないところで、研修開催実績が変わってくるということを実感している。

(委員)

校種間連携はとても大事な課題かと思う。小学校で勤務していた頃、入学したての1年生を幼く感じた際、幼稚園の園長先生から、「あの子どもたちは幼稚園では年長さんで、何でもできた子どもなのですよ」と教えられたことがあった。子どもの学びや成長を9年間の中で見るということは、大変大事な観点かと思う。

## <基本方針1まとめ>

(委員)

学力向上に関しては、大きく二つの方向性が示された。まず、市町村の主体的な取り組みを支援していくということ。二つ目には、府全体の共通、普遍的な課題、とりわけ語彙力を高めていくという視点が提起された。また、家庭学習支援については、Web ページからの家庭へのアクセスに加え、市町村教育委員会が、教材作りをしていることへの連携支援という視点が提起された。

指導主事の合同研修等については、小中の校種の特色も踏まえた研修のあり方がとても重要ではないかというご意見をいただいた。

また合同研修については、コーディネーターも含め、日頃の繋がり、連携ということを一層進めていかなければいけないというご意見があった。府の方からは、スタートカリキュラムの一層の充実等についても提起があった。

## イ 基本方針 4 について

- 資料 3 - 1「基本方針 4 «子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます»」により、事務局から説明。
- 資料 3 - 2 により、委員の意見について、事務局から説明。
- 審議

### <人権教育>

(事務局)

まず委員からご指摘のこの間の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な対応の中で、いろいろよろしくない、人権に関する問題が生じる実態があることについては、私どもも非常に深刻な課題であると受けとめている。

この問題をめぐっては、特定の国や地域の人々に対する偏見差別また医療従事者や福祉保育など特定の職業の方に対する偏見や差別、あるいは感染者、その家族に対する差別等に繋がるような言動、あるいは学校におけるいじめ、さらにはインターネット上などで、様々な生起しているこれら諸々の問題については、私どもとしても、決して許されない人権侵害事案であると認識している。

先生ご指摘の、一点目の部分は、この新型コロナウイルス感染症に限定したものではないが、これまでも生徒たちの人権意識の向上を図るため、いじめ問題や障がい者差別、在日外国人問題など府として様々な研修を行ってきた。

ただ、実はこの間もあってはならないことであるが、教職員による深刻な人権侵害事案等も生起しており、昨年度、今年度についても、人権教育担当者が各校で生徒に対して、人権学習の実践を行うことができるような観点で実施し、教育庁主催の研修の中身も昨年来検討して、一層の充実を図ろうとしているところである。

ご指摘の二つ目、三つ目については先ほども申した通り、新型コロナウイルス感染症をめぐる諸問題について、現時点における非常に大きな課題であると認識しており、この 5 月末に府立学校へ通知した教育活動の再開に当たってのマニュアルの中でも、偏見や差別、いじめの対応という項目を別立てして、啓発注意喚起を行ったところである。さらに 6 月には、人権意識の向上を図るため、偏見や差別に気づくための生徒向けの資料を作成し府立学校に発出した。

引き続き様々な場面を活用して、生徒・保護者への啓発に努めてまいりたいと考えている。

また一部の報道等でもご存知かと思うが、実際この間、陽性の患者が複数の府立学校で出るという状況になっており、私どもの方からそのような学校に対する初期対応の中で、特に生徒・保護者、あるいは教職員も含めて、プライバシーの保護や人権的な配慮を念頭に対応を進めていただき、特にこの心配になっている保護者、生徒に対して、そのような説明も含む、丁寧な対応を心がけるようにしている。

(事務局)

続いて、小中学校課から小・中学校の取り組みについて話をする。このコロナ禍、つらいことが非常に多いが、逆に人権に関しては、みんなが当事者であり、差別する側にもされる側にもなる。共通体験させられている、この状況をプラスに考え、それを何とか学習を深める機会にしたいと考えている。これまでからの

人権課題にも共通する教材を現在作成している。小学校の低学年と高学年と中学校向きにまず第 1 弾として作成している。そのポイントは、低学年は今どんな気持ちなのか、みんなストレスを感じており、みんなしんどいんだというところを示しながら、身近にありそうな事件、ばい菌とか、エピソードとして取り上げて、みんなで自分の気持ちを出し合って考えていく。差別は駄目だと言っても子どもたちは怖いしわからないと言う。まさに差別する側、される側になるようなところを考えながらやっていく。高学年は元気が出るものになりたいと思い、高知県の保育所で感染者が出た時に、「頑張れ」という横断幕を、隣の小学校の子どもたちが、その保育所に掲げたエピソードがあり、直接そこに連絡し、その写真とか取り寄せ、教材化していく。いろいろしんどいことあるが、こういうことで元気出たというようなことを子どもたちに考えさせていきたいと思い作成している。

中学校の方は赤十字から出ている、まさにコロナの感染への恐れからくる忌避が、差別として繋がっていくメカニズムを中学生として考え、自分は何ができるのか、どうしていくのかを考えるような教材を作り、それをもうすぐ学校現場に届けようと思っている。

その中で、これをぜひチャンスと捉えて人権教育をしっかりと進めようということで、校長先生にはこの前私の方からオンライン研修で伝えたところ。子どもたちがストレスを抱え、保護者の方もストレスを抱えている。その中でそれぞれに向かうことがあり得ることを理解した上で、皆共通体験だが、こうしていかないと悲しくなるという形で進めていきたいと考えている。

また保護者の方にもわかるような形で子どもの今の状態をカウンセラーの先生等と一緒に資料を作り、コロナの休業中から保護者に届けるようにしている。また、各校長先生から赤十字の資料を保護者宛にアレンジして出したという声が届いており、そういう取り組みを広げていくように進めたいと思っている。

#### (委員)

現在、新型コロナウイルス感染の中で子どもたちも大きなストレスを抱えているかと思う。現場では、咳払いをしたり、ちょっと熱が出ると「コロナではないか」と揶揄したり、長期欠席の子どもたちに偏見を持ったり、そんな事例などが報告されている。ご説明の中で高等学校課、小中学校課でのそれぞれの取り組みがよくわかった。人権教育を進めるうえでの視点として、大学に入学するまでの小・中・高校で人権教育を受けてきた大学生が、人権問題論を受講するときに「先生、人権はとても大事なことです、ちょっと 3K ではないですか」と言う学生が何人かいる。

どうということか聞くと、「3K」というのは、「暗くて、堅苦しくて、厳しい」問題だというのである。本学は語学を専門に学ぶ学生が多いが、英語が苦手なことと人権教育をネガティブに考えることには 3 つの共通点があるという。一つは英語嫌いには、暗記とか記憶とか、知識中心の教科だと思っている人が多い。また英語を暮らしや仕事で使わないから必要性を感じないこと。そして、ネイティブの人と出会ったり触れ合って英語を使う機会が少ないこと。これを人権教育に当てはめると、知識中心の人権学習や人権問題というと先ほど、事務局がおっしゃられたように、一部のマイノリティの問題だと捉えていることがある。今回の新型コロナ問題では、「みんなが当事者である」というご指摘の通り、加害者にも被害者にも自分はあるんだという誰もの問題というふうに、人権も一部の人々の問題ではなく、みんなの課題であるという視点が広がっていかばと思う。

## <いじめ対応>

(事務局)

ご指摘のいじめに関わる問題でいうと、この間様々な取り組み等の成果の一つとして、いじめの認知件数そのものは非常に高まっている。つまりは、いじめに対する各学校現場のアンテナがずいぶん感度の良いものになってきているというような思いを持っている。

当然だが、いじめは重大で深刻な人権侵害事象であり、根絶すべき重大な課題であるととらえており、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけることが非常に重要であるという思いのもと、人権教育を進めてきたところである。

例えば、偏見や差別、いじめの対応をテーマとした教員向けの人権教育のリーフレットを作成し、この間も、非常に大きなテーマである携帯やネット上のいじめ等に関わる問題についても教育庁として教材を作成し周知を図った。

さらにいじめ問題に対して、法に基づいた組織としての対応ができるよう、校長研修や担当教員向けの研修を実施しており、早期発見の取り組みとしては、平成 29 年度からいじめに特化したアンケートを全校で実施するとともに、教育センターの方で LINE による相談窓口ということで、いじめに対応してきたところである。

今、委員からご指摘の、特に今回コロナの問題に関わるいじめについては、先ほどの答えと重複はするが、5 月末に府立学校に通知した学校の教育活動の再開に当たってマニュアルの中でも特別に項目立てして啓発を行った。

このような取り組みの中で、実際各校において、感染者が出ているというような実態もあり、感染に対する未然防止の取組みも大事になるわけだが、そういった事象が起こった場合に各校が適切に対応できるようにこの間の経験も積み上げて共有するというようなことも含めて、今後対応してまいりたいと考えている。

(事務局)

小中学校の取り組みを引き続き説明する。コロナ、それ以前からもいじめに対して子どもの異変にいち早く気付くことができるようなアンテナに関して本当に大事な指摘だと思う。高等学校課からもあったように、アンケートをするような体制を取っているが、アンケートを取ったが、その中身に気づかないというような残念な例も実は昨年あった。小学校の例で大きな報道もされたが、その反省に立ち、まず先生方がそれをちゃんとできているのか、アンテナを立てているのかについてのいじめに対するそれぞれの先生のチェックリストや、学校としてどうするのかというようなことを振り返るというのを去年の夏に研修会を開催するとともに、全員の先生にチェックリストを配って、もう一度自分たちのアンテナを見直そうという取り組みも行った。

その中で子どもたちの異変に気付いていけるように学校がチームとして、先生が 1 人で抱え込むことのないように専門家のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの先生、またそれ以外の先生も含めて一緒にチームで対応することができるような体制づくりをすすめてきた。ただ体制があっても気づき上がってこなければ、適切な対応ができない。しんどのいは子どもということになるので、みんながアンテナを立てながらチーム体制も作るような体制を構築している。

このコロナ禍に関しては、子どもたちが、休業中にSNSであるとか、またいじめのほかに、家庭内で極端な場合は虐待に繋がるようなことも心配される。その子どもの様子をどのように把握していくのかを4月当初からカウンセラーの先生の意見も交えて学校現場に資料を配布した。同時に市町村教育委員会を訪問し、要対協ケースであるとか、いろいろなケースについて、コロナの心配もあるがしっかり把握するように伝えた。

訪問して、実態を掴んでいくような動きもしてきたし、その中から上がってきた問題に対して、緊急支援チームを派遣していくというような、いじめ虐待等対応支援体制構築事業を進めている。まずは気づき、それに対して早く手立てを打つということで、府からも緊急支援チームを派遣する。この間も学校訪問をする中で、たくさん事案が上がってきている。

そこに対して学校のチーム、教育委員会のチームも含めて対応していきたいという形でやってきているので、今後もそういうアンテナ、先生からご指摘ありました子どもの異変にいち早く気付くことが出発点であり、それを忘れずに対応していきたいと思っている。

(委員)

先ほどの人権の件もそうだが、いじめについても本来は各家庭で指導すべきことである。しかし親自身も千差万別なので、学校で統一して対応していただいていることには大変感謝している。

いじめ対応だが、特にコロナによって、この3月から、突然学校が休業になりしばらく行けないという状況が続いた。6月によろやく学校が再開したが、遅刻したり欠席したり、子ども達それぞれに変化が生じていたりということもあり、心配している。その中で、各クラスで担任の先生が一人で30人、40人の子どもの様子を見るのは大変なことだと思う。担任の先生と、クラブの先生とで、連携して見てもらえたらありがたい。

また、併設校で感染者が出たことで休業が続いているような学校では、やはりSNSでの悪質な書き込み等も見られるので、学校と保護者でアンテナを張り巡らして、取り組んでいけたらと思う。

(委員)

人権やいじめ、体罰等の問題の根底には、やはり自己肯定感、自己有用感が関係しているのではないかと。つまり、自分を大切にできないゆえに他者も大切にできないということ。これをより高めていく取り組みが一方では大事だろうと思う。

もう一方で、帰ってすぐに友達とも遊ばずスマートフォンやゲームに向かう、人間関係にあまり興味がないという子どもが増えてきているのも事実だと思う。人間関係への興味の差というのが非常に大きな問題で、やがて大きな課題なってくると危惧している。この10年間でスマートフォンなどが出てきて変わってきたな、ということも思っている。

## <部活動指導者の資質向上>

(事務局)

委員のご意見を受け、運動部活動のマネジメント研修については、来年度より対象を文化部の指導者にも広げ、平成31年2月に大阪府教育委員会が策定した「大阪府部活動のあり方に関する方針」

をふまえた、部活動マネジメント研修として実施していきたいと考えている。

高等学校課、保健体育課とも連携しながら研修を実施し、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰およびハラスメントの根絶に取り組んでいきたい。

(事務局)

ただいまの説明に加え、昨年の12月から文化部を含めた部活動顧問や部活動指導員を対象とした大阪府部活動のあり方に関する研修会を教育庁主催で実施している。この研修を引き続き行いながら、教職員の資質と、指導力の向上を図っていきたいと考えている。

(委員)

昨年も言ったことだが、やはり運動部だけが部活ではない。文化部でも、特に強豪校になればなるほど、ギリギリのところまで指導をする。楽しいだけでは技術も上達しないから、そういったところで、やはり指導者の資質が問われる。一人一人個性も違い、受け入れる能力も違うわけだから、生徒を柔軟な目で見られる、そういう指導をしていただきたいと思って意見を出した。だが、文化部の指導者に対しても研修をしているという説明を聞いて安心したので、今後も続けたい。

(委員)

私の専門領域がスポーツ・体育なので、その観点から運動部活動マネジメントについて、意見を述べたい。この資料によると、運動部活のマネジメント研修に対して肯定的な評価を得ているものが72.5%になっている。裏を返せば、やはり少数とはいえ、こういうマネジメント研修自体に意義を感じていない運動部活の指導者がいるということになる。私はここについて、かなり問題だと認識している。

あるスポーツ指導関係のシンポジウムで見たのだが、スポーツとは何か、体育とは何かというスポーツ原理・体育原理の分野について、その必要性を感じていない先生が非常に多いという内容だった。

要するに具体的に強くする、指導法や練習法には興味を持っているけれども、スポーツが人間にとって文化であるとか、体育教育にどういう意義があるのかなどの、原理に対して必要性を感じていないというレポートがあり、大いに問題があると思った。

いわゆるスポーツ指導の場における不祥事は、指導法の問題ではないと私は考えている。どの先生も熱意を持って指導しているのだが、運動やスポーツそのものの原理が理解されていないから、最終的に、その情熱が、暴力や様々な指導上の問題点となって出てきているのだと思っている。

その意味でマネジメント研修に、こういうスポーツとは何か、体育とは何かという原理を盛り込む必要がある。まさにそこを理解していないと、不祥事を起こすリスクを常に抱えることになるかと認識しないといけない。

兵庫県の方でも最近、ある部活のカリスマ指導者という、非常に熱心な先生が、ある種行き過ぎた指導になって処分されるようなことが起こってしまった。繰り返しになるが、このマネジメント研修自体が非常に重要だと、指導者を意識改革することも大事になってくると思っている。

#### ＜基本方針 4 まとめ＞

(委員)

人権教育に関しては、現下の新型コロナウイルス感染問題等も踏まえ、より一層充実させていくことが大事であるという説明があった。とりわけ感染症については、みんなが当事者であるという問題意識を持って学習する機会ととらえ、教材作りや、先進的な取り組みに学んでいくとの報告がされた。

いじめ対応については、まずは気づき、取り上げ、そして、解決に向けて取り組むという説明があった。現状はまだ厳しい状況にあるということだが、一つの大きな取り組みの結果として、一定数が補足されてきているという指摘もあった。

いじめや人権については、自分を大切にするために自己肯定感、自己有用感を高めていくことが大事であり、人間関係作りがその基本にあるという指摘があった。

また、部活指導者の資質向上に関しては、昨年 12 月に始めた部活動のあり方研修会等で、より一層指導者の資質向上に努めていくという報告があった。

マネジメント研修については中身の充実こそ大事で、特に人間にとってのスポーツの価値や人間として体育とは何かという原理的なことを、まず指導者が共通理解していくことが重要という指摘があった。

これらの意見を踏まえて、より一層施策の充実を務めていただきたい。

## ウ 基本方針 7 について

- 資料 4 - 1「基本方針 7「学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます」により、事務局から説明。
- 資料 4 - 2 により、委員の意見について、事務局から説明。
- 審議

### <学校経営計画>

(事務局)

三点ご指摘いただいているが、まず一点目の委員のご指摘について非常に重要であると我々も思っている。「数値による達成度」だけでなく、「実際にその学校が取り組んだ教育活動が学校組織として、どのような成果に繋がったか」という視点で評価をすることが非常に大切な観点であると思う。一方で、実態として、各校それぞれの経営計画を見ると、「数値は上がっているが」、あるいは「数値は下がっているのだが」というような、それぞれ評価項目に関する掘り下げを多くの学校で行っているところ。学校経営計画の策定時には、必ず年度末に教育庁担当者が校長・准校長をサポートするという意味も含めて、評価項目等の見直しも行っているので、単なる数値のハードルを毎年上げたり下げたりということだけではなく、学校が掲げる目標に向けて、より適切な評価指標が何なのか、どういったところを設定すべきなのかという観点で引き続き助言を行っていきたい。

二つ目について、学校が何らかの課題を抱えており支援が必要というケースが考えられる。予算的な措置として、この間、学校経営推進費や校長マネジメント経費等、校長・准校長のマネジメント強化に対するサポートを行ってきた。紹介する取り組みの一つに、それぞれの学校が課題に対して組織として対応するための核となるミドルリーダーを育成する「育成支援チーム」という研修プログラムを高等学校課で設けている。これは、希望する全ての学校に対し、指導主事が年間 3 回程度、学校に出向いて、校内研修を学校とともにサポートして実施し、ミドルリーダーを育成するというものである。このような研修を通じて校長・准校長の学校運営・学校経営がより一層円滑に進んで、諸々の課題が解決できるように、今後も取り組みを続けたいと考えている。

また三点目の地域・保護者の方の評価への関わりについて、これも非常に大切な視点であると考えており、この間、全ての府立学校で、保護者や地域の方が参画する学校運営協議会を組織し、この協議会からの意見を踏まえ、毎年度の学校評価を実施することとしている。加えて、翌年度以降の学校経営計画における「めざす学校像」や「中期的な目標」についても、手続として必ず協議会の承認を得ることとしている。協議会を通じて、今後も、学校の自己評価だけではなく、保護者や地域住民の方の意見も踏まえて、学校経営の改善に向けた取り組みを進めてまいりたい。

(委員)

学校評価については、せっかくやっているのに、学校の負担感や苦労感だけで終わってしまわないようにと思い、質問させていただいた。とても丁寧に学校に対して助言や予算面も含めて支援を行っているということで、ぜひ、今後も、そうした支援を継続していただきたい。特に、今年度は新型コロナウイルスの関係で学校にとっても、思ったような取り組みができなかったり、想定外のことも考えられると思う。そういった中で、

思ったような取り組みができなくても、大阪府の支援を受けながらより良い学校を目指しているということになれば大変嬉しく思う。

### <ICT環境の充実>

(事務局)

委員ご指摘のとおり、今後、新型コロナウイルスの先が見えない中で、ICT環境の充実は喫緊の課題と思っている。国も二次補正等で加速をさせようとしているという状況である。生徒と教員を分けて大阪府の状況を説明する。

まず生徒については、今年度、国の予算で全府立高校に無線LANを導入するという計画を立てている。あわせて市町村も同じような形で無線LANの導入ができる。また、市町村の小中学校は、二次補正を活用し、今年度中に全小中学生に1人1台端末を配備することになっている。高校生については、その補助がなく、大阪府としては来年度を目標に1人1台パソコンの導入を進めていきたい。予算措置等の問題もあるため、確約はできないが、そのような方向で進めていきたい。

それに先立ち、新聞等でも報道されているが、府立学校では、オンライン授業を6月末までに実施できる体制を整えている。これについては、申し上げたとおり、1人1台のパソコンは、まだ無いため、BYOD方式で、持っている端末を使って行うことになっている。ただし、全くパソコンも、いわゆる通信環境もないという家庭については、ルーターの貸し出し、あるいは学校にあるパソコンの貸し出しで対応しており、現時点で、双方向だけではなく、いわゆるオンデマンドも含むが、何らかのオンライン授業ができる環境を整えている。現状、府立高校でも、新型コロナウイルスの発症者が数名出ているが、そういった中で一斉休校はしないとしても、いわゆる個別の学校で休業措置がなされた場合、その期間が長くなれば、オンラインツールを使って学習保障をしてまいりたい。

一方、教員についてであるが、現在、府立学校の教員は約1万6000人であり、教員にも1人1台端末を実現していこうと、年次的に計画をたてながら行っているところ。記載している2000台についてだが、平成21年度の大型の国の予算措置を活用して買い取ったパソコンがある。それを教員が使っていたのだが、当然古くなっているので、それを順次、新しいものに変えており、これが令和2年度の2000台、それから令和3年度の1000台でほぼ完了するということになっている。他にもすでに買っているパソコンもあるので、そういった中で1人1台パソコンを令和3年度以降に向けて実現をしていくことで進んでいる。

(委員)

新型コロナウイルスの先行きが見えない中で、遠隔授業のような形で教育活動を実施することが、必要な場面もこれから出てくると思う。そうしたときに、学校の先生方も遠隔授業用の教材を作るために、ある程度のICT環境が必要になるだろう。今年度中に小学校・中学校には1人1台パソコン、来年度に府立高校でも、という説明があったが、どうしても遠隔授業は対面の授業とは異なって、ある程度の限界があると思う。なかなか学校に集まることができない環境になったとしても、子どもたちの学力の保障と繋がりを大事にできるように環境を整えておくことが、とても大事になる。ぜひ、こういった環境整備にこれからも努めていただきたい。

## ＜教職員の働き方改革＞

(事務局)

教職員の働き方改革については、教育庁、学校、教職員、それぞれが時間外勤務の縮減に取り組むべく、平成 30 年 3 月に「府立学校における働き方改革に係る取り組みについて」を策定し、これに基づき取組を進めている。

府立学校における時間外の状況だが、教員の 1 人当たりの年間の時間外在校時間は、全日制の課程では、令和元年度で 367.3 時間となっており、ピーク時の平成 28 年度の 401.6 時間に比べて 8.5%減少している。これまでの様々な取組による成果が一定あらわれていると認識している。このほか定時制・通信制課程では 118.8 時間、支援学校では 205.4 時間となっており、同様に前年度から減少しているが、全日制課程については依然として目標値の 360 時間を、若干超えている。

令和元年度の実施として、週に 1 日以上遅くとも午後 7 時までに全員が退庁する全校一斉退庁日や、夏季・冬季の休業期間中に、連続 3 日以上で各学校が設定する学校閉庁日を実施している。

そのほか専門人材の活用等の人的措置により、教職員の負担軽減を図るために、SSW（スクールソーシャルワーカー）の府立高校 30 校及び高等支援学校 5 校への配置や、部活動の指導、大会への引率を行う部活動指導員をモデル校とした府立高校 27 校に配置している。

これらの取組により、先生方がより教育活動に専念できるよう支援に努めるとともに、今後とも働き方改革の推進に取り組んでまいりたい。

(委員)

働き方改革が進んでいることはとても大事なことだと思う。先生方が生き生きと働いているということが、子どもたちのより良い教育に繋がっていくと思う。今後とも先生方が本来の教育活動に集中できるような支援をお願いする。

## ＜教職員の働き方改革（部活動指導員）＞

(事務局)

府立学校において部活動指導員の登録方法を、これまでハローワークを通じて行っていたが、一部手続きの簡略化を図るため、人材バンク方式に切り替えた。部活動指導員登録者の条件と学校の希望条件をマッチングして、今年度今の時点で 31 校 37 部に配置した。

府立以外の中学校における部活動指導員の登録方法については、市町村によってそれぞれ異なっているが、各市町村の部活動指導員の活用が進むよう、府のやり方など情報提供を行い、教職員の更なる負担軽減に繋げてまいりたい。

(委員)

私は以前中学校の方で部活動指導員をしていたが、府のホームページ等で部活動指導員の募集を見させていただき、登録しようかと思った。そのときに登録が簡略されており大変ありがたかった。

今年度については各クラブで大会等がなくなって、活動もまだ正常に戻ってないところも多いかと思う。

取り組みがなされるかわからないが、少しずつ増えていけばと思う。

(委員)

今の部活動指導員は、働き方改革の視点からしても、先生方の本来業務の視点からしても推進すべきだと考える。一方で外部の部活動指導員の資質が必ず問題になってくると思う。

先ほどの部活動のマネジメント研修等も同一であり、当然誰でもいいというわけではないことを意識して、人員を増やさなければいけないときに、こういうところをしっかりとっておかないと、また後で問題になることも心配される。

### <基本方針7まとめ>

(委員)

方針の7について、4点お答えいただいた。

学校の実態に即して評価をサポートしていくという点、またマネジメント支援ということで、経費の支援、ミドルリーダーの育成研修、そのチーム派遣等について説明いただいた。また地域、保護者との連携では学校協議会において学校評価の見直しも進めているということを説明いただいた。

I C T 環境の充実については、オンライン授業の環境を整え、無線 L A N の配置等、一層充実を図っていくということ、また、働き方改革についても、時間外労働の削減や、7時までの退庁の促し、夏季に集中休暇を取ることを、また、専門人材の活用等について説明いただいた。

最後の部活動の指導員に関しては、人材バンクの登録条件を学校のニーズとマッチングさせることについて説明いただいたが、とりわけ外部人材を活用する上では、その資質の問題が大きな課題であって、誰でもいいというわけにはいかないの、先生が本来業務をする上で、外部人材の活用の課題であるという点もご指摘いただいた。

いずれにしても、方針の7は、教職員が元気に、子どもたちに笑顔で向き合えるように、今後とも一層の支援をしていただきたいということでまとめたい。

(3) 閉会

○次回審議会は、8月3日(月) 10時からである旨を事務局から説明した。